

平成 28 年 4 月 22 日
北越急行株式会社

鉄道車内に持ち込める手回り品のルールの一部改正について

北越急行(株) (南魚沼市 社長：渡邊正幸) では、平成 27 年 6 月 30 日に発生した東海道新幹線「のぞみ 225 号」における車内放火事件を受け、鉄道車内に持ち込める手回り品のルールを一部改正することとしましたので、お知らせいたします。

1. 改正内容

これまで、容器を含む重量が 3 キログラム以内であれば持ち込みいただいていた **ガソリンをはじめとする可燃性液体そのものは、量に係わらず、車内への持ち込みができなくなります。**

- ・ただし、可燃性液体を含むものであっても、酒類・化粧品類・医薬品など日常の用途に使用するもので、小売店などで一般的に購入いただける製品については、2 リットル以内又は容器を含む重量が 2 キログラム以内であれば、引き続き車内に持ち込みいただけます。
 - ・また、高圧ガス、可燃性固体についても、これらを含む小売店などで一般的に購入いただける製品については、2 リットル以内又は容器を含む重量が 2 キログラム以内であれば持ち込みいただけます。
- ※ 具体例は、別紙をご参照ください。

2. 改正日

平成 28 年 4 月 28 日 (木)

<本件についてのお問合せ先>

北越急行(株) 営業企画部 桑原・水澤 TEL 025-750-1251

手回り品ルールの変更点

別紙

	具体的な物品例	現在	変更後
可燃性液体	ガソリン・灯油・軽油	○ (3 ^{キロ} 以内※)	×
	酒類・化粧品類・医薬品・ライター	○ (3 ^{キロ} 以内※)	○ (2L・2 ^{キロ} 以内※)
	ペンキ	○ (10 ^{キロ} 以内※)	○ (2L・2 ^{キロ} 以内※)
高圧ガス	ヘアスプレー・防水スプレー・ スポーツ用冷却スプレー	規定なし	○ (2L・2 ^{キロ} 以内※)
	カセットボンベ用カセットガス	規定なし	○ (2L・2 ^{キロ} 以内※)
	LPガス(業者から購入するものなど)	×	×
可燃性固体	キャンプ用固形燃料	○ (3 ^{キロ} 以内※)	○ (2 ^{キロ} 以内※)

※容器・荷造を含めた重量

◎ 可燃性液体を含む製品など、車内に持ち込めるものであっても、不注意等によって、中身が簡単に漏れ出ないように適切に保護してください。